

計画策定に当たって

(1)計画策定の趣旨と背景

○丸亀市では、令和3年3月に障害者基本法に基づく「丸亀市第3次障がい者基本計画」、令和6年3月に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定し、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重しながら共生する社会の実現を目指し、その支援に必要な障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に取り組んできました。

○今回、上記の2つの計画が令和8年度に期間が満了となること、また、これらの計画は相互に密接な関係があること、共生社会の実現に向けて障がい福祉施策を総合的に推進していく必要があることから、2つの計画を一体的に策定するものとします。

○計画の策定に当たっては、市の最上位計画である総合計画や、上位計画である地域福祉計画、関連計画であることも計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画といった、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定します。

(2)各計画の計画期間について

○第4次障がい者基本計画 :6年間(令和9年度～令和14年度)

○第8期障がい福祉計画 :3年間(令和9年度～令和11年度)

○第4期障がい児福祉計画 : 3年間(令和9年度～令和11年度)

(3)計画の法的根拠

○障がい者基本計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画で、市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

○障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

障がい福祉計画は障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

障がい児福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

■それぞれの計画の性格について

障がい者基本計画

- 国の基本計画も参考に、各自治体が創意工夫のもと、それぞれに取組を検討する
- 障がい福祉計画が国の指針に基づいた「サービスの提供計画」であるのに対し、障がい者計画は、共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」を達成するための取組を示す、障がい者支援に関する基本的な計画
- 計画の目標が共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」であることから、計画期間が長い(6年～10年程度の自治体が多い)

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

- 障害福祉サービス等、障がいのある方を支えるためのサービスの提供計画
- 国が指針を出しており、国の指針に則って全市町村が並行して同様の取組(サービス等)の計画を作る。(国が指針を出すのは障害福祉サービスの地域差(不平等)を防ぐ目的がある。)
- 人口の状況や最新の法改正等を踏まえて策定するサービスの提供計画のため、計画期間が短い(3年～最長で6年)

(4)国の動向(指針の検討や法改正について)

- 障がい福祉計画では、現在、基本指針の見直しが進められており、新たな指針は今年度(令和7年度)中に公表される予定となっています。
- 「手話施策推進法」が令和7年6月に交付・施行されています。
- 新たな就労系サービスとして「就労選択支援」が創設され、令和7年10月より提供開始となっています。
- 令和6年4月に合理的配慮の提供義務が民間事業者まで拡大されています。
- 令和3年度の法改正により、避難行動要支援者の個別支援計画の策定が市町村の努力義務とされました。また、令和6年度には全ての障害福祉サービス事業者を対象にBCP策定が義務化され、障がいのある人の生命や生活を災害から守る体制の強化が図られています。